

電波監理審議会 有効利用評価部会（第48回） 議事録

1 日時

令和7年8月6日（水） 10：00～10：40

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

西村 暢史（部会長）、笹瀬 巖（部会長代理）

(2) 電波監理審議会特別委員

池永 全志、石山 和志、眞田 幸俊、中野 美由紀、若林 亜理砂

(3) 総務省

（総合通信基盤局）

翁長 久（電波部長）

小川 裕之（電波部電波政策課長）

佐藤 輝彦（電波部移動通信課移動通信企画官）

(4) 事務局

飯倉 主税（総合通信基盤局総務課長）

柏崎 幹夫（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

目 次

1. 開	会		1
2. 議	事		
	(1)	改正電波法に基づく価額競争（オークション）による周波数割当てに向けた検討状況.....	2
	(2)	「令和6年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz以下の周波数帯）に係る電波の有効利用の程度の評価結果（案）」に対する意見募集の結果.....	6
	(3)	「令和6年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る電波の有効利用の程度の評価結果（案）」に対する意見募集の結果.....	12
3. 閉	会		15

開 会

○西村部会長 皆様、おはようございます。それでは、定刻となりましたので、ただいまから電波監理審議会有効利用評価部会第48回会合を開催いたします。

本日の部会もウェブによる開催とさせていただきます。

本日の有効利用評価部会につきましては、電波監理審議会委員の笹瀬会長と私、兩名が出席しており、電波監理審議会令第3条に基づく定足数を満たしております。

なお、電波監理審議会親会のほうからは長田委員、そして矢嶋委員が傍聴予定となっております。

それでは、事務局でまずは人事異動があったとお聞きしておりますので、一言御挨拶をお願いできればと存じます。よろしくお願いいたします。

○飯倉課長 おはようございます。7月1日付で総合通信基盤局総務課長に着任いたしました飯倉と申します。何卒よろしくお願いいたします。

○西村部会長 飯倉課長、ありがとうございました。

続きまして、議事に入りたいと思いますが、まず、本日の資料、それから議事録の取扱いにつきまして、公共業務用無線局においては、公にすることにより公共の安全と秩序の維持等に支障を及ぼすおそれがある非公表情報を含んでおります。

したがって、本日の資料のうち、資料48-3-2でございます。これにつきましては非公表情報が含まれておりますため、本日の議事録、それから資料につきましては、後日、非公表情報を特定いたしまして、構成員の先生方にも確認を行った上で、評価後に公表することといたしますので、事務局におきましては、御対応いただければと存じます。よろしくお願いいたします。

○柏崎幹事 承知いたしました。

○西村部会長 本日、議事が3つございます。今投影していただいておりますけれども、1つ目は、総務省から改正電波法に基づく価額競争（オークション）による周波数割当てに向けた検討状況の報告、2つ目は、各種無線システム・714MHz以下の周波数帯の評価結果（案）に対する意見募集結果の取りまとめ、3つ目は、公共業務用無線局の評価結果（案）に対する意見募集結果の取りまとめ、これらを行います。

それでは、議事の1については、総務省から御説明をいただきたいと思いますので、事務局におかれましては、関係者の皆様に入室するよう御連絡をお願いいたします。

○柏崎幹事 承知いたしました。それでは、しばらくお待ちいただけますようお願いいたします。

お待たせいたしました。それでは、総務省関係者の入室を確認いたしましたので、西村部会長におかれましては、議事の進行をよろしくお願い申し上げます。

○西村部会長 ありがとうございます。

議 事

（１）改正電波法に基づく価額競争（オークション）による周波数割当てに向けた検討状況

○西村部会長 それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

議事の1、改正電波法に基づく価額競争（オークション）による周波数割当てに向けた検討状況につきまして、移動通信課の佐藤企画官より御説明をお願い

いたします。

○佐藤企画官 おはようございます。移動通信課の佐藤でございます。それでは、私のほうから資料４８－１に基づいて御説明をさせていただきます。

まず、１ページ目を開けていただきまして、さきの通常国会におきまして、電波法の改正案が成立をしまして、新たな周波数割当て方式であります価額競争、いわゆるオークションが導入されました。この価額競争は、６ＧＨｚを超える高い周波数帯を対象に多種多様なサービスを提供するものの中から最も高い価額を申し上げたものに周波数を割り当てる制度でございます。従来の割当て方式であります特定基地局開設制度と比較しますと、割当ての区域や主体、条件などにおいて様々な違いがあるということでございます。また、価額競争により得られた収入につきましては、既存免許人の意向や共同利用のための改修等に充てることができるということになっております。

次のページになります。今年３月に、２６ＧＨｚ帯、４０ＧＨｚ帯の技術的条件が取りまとめられたと。また、先ほど申し上げたように、電波法の改正案が成立したことも踏まえまして、総務省におきまして、これらの周波数帯２６ＧＨｚ帯と４０ＧＨｚ帯における５Ｇの利用意向について、本年５月１９日から６月１８日まで調査を実施しました。その結果、計９社から回答があったところでございます。下の表は調査結果の概要を取りまとめたものになります。調査結果の詳細につきましては、７月１５日に報道発表したところでございます。

まず、２６ＧＨｚ帯につきましては、利用を希望する理由や具体的な利用シーンについて、超高トラヒックエリアへの利用、ＡＩやＩｏＴなど将来的なトラヒック需要に必要な周波数であり、割当てを希望。都市部に限らず、産業領域を含めた様々なエリアでの活用。また、周波数シェアリング事業としての利用。建物内を中心とした弱電界エリアでの利用、地域ＢＷＡのトラヒック対策や自己土地に縛られない広域的な利用など、様々な回答があったところでござ

います。

次のページになりますが、割当希望時期につきましては、オークションの制度設計やシステムの開発の検討、準備を行った上での割当て。また、端末の普及状況を勘案して慎重に検討をという回答のほか、2025年度から2026年度希望など、具体的な時期を回答したものもございました。割り当てる周波数幅につきましては、400MHz幅、200MHz幅、100MHz幅、それぞれ回答があったところでございます。割当地域につきましては、全国一律高トラヒックエリア、市区町村単位など、こちらも様々回答があったところでございます。その他の回答としまして、周波数枠の置き置きなど、地域事業者や新規事業者である、いわゆる後発事業者の育成、参入促進措置が必要との回答もございました。

次のページになりますが、40GHz帯につきましては継続的に検討、26GHz帯を優先すべきという回答のほか、回答なしとしたものが多かったというところでございます。

次のページになります。利用意向調査の結果、先ほど御説明しましたように、26GHz帯については一定の利用意向が示された一方で、40GHz帯については、早期の利用意向に関する回答が十分に得られなかったことから、まずは26GHz帯を早期に割り当てることを目指すこととしまして、40GHz帯の割当て時期については継続的に検討を行うこととしたいと考えております。利用意向調査の結果等を踏まえまして、まずは総務省におきまして、26GHz帯について割り当てる具体的な周波数帯や地域専用枠等の諸条件を設定しまして、それらを前提に電波有効利用委員会の下に価額競争の実施方法に関する検討作業班を設けまして、価額競争の実施方法について集中的に検討を行うということでございます。この作業班の目的については、御覧のとおりということとございまして、3ポツ目に記載のように、令和5年8月に取りまとめられ

ました、5Gビジネスデザインワーキンググループ報告書におきましても、ケース・バイ・ケースでオークションの実施方針を策定することなどが求められる旨が言及をされておりました、今回の作業班における検討もそれを踏まえたものになっているということでございます。

次のページになります。この作業班では、価額競争をオークションの方式や最低落札価格、また、保証金、新規事業者や地域事業者の参入促進措置、その他必要な事項を検討することとしております。構成員につきましては御覧のとおりということで、電気通信大学の藤井先生に座長をお願いしております、この評価部会の関係では、石山先生に構成員ということで御参画をいただいているところでございます。その他、経済、法律、技術に詳しい有識者の先生方に御参画をいただいているというところでございます。

次のページが検討スケジュールになります。御覧のとおりということでございますが、先月に第1回目の作業班を開催しまして、本日午後から第2回目の会合を開催する予定でございます。秋頃を目途に取りまとめを目指したいと考えております。本件に関する御説明は以上になります。

○西村部会長 どうもありがとうございました。ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。委員の先生方ミュート外して御発言いただいても結構でございますし、挙手をしていただいても結構でございますが、いかがでございましょうか。かなり集中的に秋にかけて議論していただいて骨格をつくっていただくということでございますし、評価部会のほうからは石山先生が御参画ということでもございます。特段よろしゅうございますか。

そういたしましたら、特段の御意見、あるいは御質問等はないということでございますので、総務省におかれましては、適宜、また情報共有のほうをよろしくお願いいたします。佐藤企画官、御説明ありがとうございました。

○佐藤企画官 ありがとうございます。

○西村部会長 この後は評価結果案に関する議論を行いますので、事務局におかれましては、総務省関係者の退席の対応をよろしくお願いいたします。

○柏崎幹事 承知いたしました。それでは、総務省関係者の方は御退席をお願いいたします。

この時間で、先ほど若林先生、御参加いただきましたので、若林先生、こちらの声、届いておりますでしょうか。

○若林特別委員 聞こえております。若干遅参してしまいましたが、よろしくお願いいたします。

○柏崎幹事 よろしくお願いします。

お待たせいたしました。退席を確認いたしましたので、西村部会長、議事の再開をよろしくお願いいたします。

○西村部会長 ありがとうございます。

(2)「令和6年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz以下の周波数帯）に係る電波の有効利用の程度の評価結果（案）」に対する意見募集の結果

○西村部会長 それでは、次の議事に移りたいと思います。議事の2つ目ですが、「令和6年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz以下の周波数帯）に関わる電波の有効利用の程度の評価結果（案）」に対する意見募集の結果につきまして、事務局より御説明をお願い申し上げます。

○柏崎幹事 事務局でございます。資料48-2-1を基に御説明申し上げます。

各種無線システム・714MHz以下の周波数帯に係る評価結果（案）に対

し、提出された意見は計6件、内訳といたしましては、法人・団体等から2件、個人から4件でございました。表に基づきまして、提出された意見、電波監理審議会の考え方（案）につきまして、ポイントを絞りながら御説明申し上げます。表の左端のNo.の数字順に御説明いたします。

まず、No. 1は個人の方から、冒頭に本案に御賛同の御意見と、後段には路側通信の移行、V-Low帯域の使い方、また、地デジの高度化に関する御意見でございます。後段の御意見に関しましては、総務省の所掌に関するものとなりますので、電波監理審議会の考え方（案）といたしましては、「今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたい」としてございます。

No. 2は個人の方から、プラチナバンド近傍の電波のさらなる有効利用、周波数再編、再割当てに向けた評価の記載の修正の御提案となっております。具体的には黄色マーカーをつけてございますが、次のような文章を加えるような御提案となっております。読み上げます。「社会全体のデジタル化の進展により、電波の利用ニーズの拡大が予想される中、有限希少で国民の共有の財産である電波：特に使いやすく貴重なプラチナバンド近傍の電波として一層の有効利用が求められている。」「使いやすく貴重なプラチナバンド近傍の電波として利用システムの需要は拡大し近年ますます逼迫する傾向にある。」4ページに飛びます。「一方で、近年ますます逼迫する傾向にある使いやすく貴重なプラチナバンド近傍の電波の需要拡大に適宜対応できるよう、周波数再編のPDCAサイクル：電波の利用状況調査・評価（毎年）→周波数再編アクションプラン（毎年）の考え方を最大限尊重し、令和7年度以降ではさらなる有効利用（周波数再編・再割当て）策を立案し、実現していくことが適当である。」というのを追加する御提案でございます。

1ページに戻ります。これに対する考え方の案といたしまして、「本案については、総務省において実施された電波の利用状況調査の結果に対して評価を行

ったものであり、220MHz超714MHz以下の周波数区分において、UHF帯のデジタルテレビ放送、特定ラジオマイクやエリア放送システムなどを含め、既存のシステムにおいて、電波の有効利用は一定程度図られると考えられますが、追加の御提案にあるような『利用システムの需要は拡大し、近年ますます逼迫する傾向』といった内容は今回の調査結果からは読み取れないため、原案のとおりとします。」なお書きといたしまして、「携帯電話等に使用する周波数については、本案の対象外となりますが、総務省においてニーズに応じ随時検討が行われているものと認識しております。」としてございます。

補足でございますが、アクションプランに「(令和6年度版)」をつけるかどうかにつきましては、なるべくつけないで済む箇所にはつけないようにしております。一方で、アクションプランから文言を抜粋するような箇所につきましては、バージョンを特定するために「(令和6年度版)」というものを付すようにしてございます。

では、5ページに移りまして、No. 3でございます。No. 3は個人の方から、災害時の無線の活用等に関する課題提起の御意見でございます。考え方(案)につきましては、「今後の総務省及び防災関係機関における検討に当たって参考としていただきたい」としてございます。

続きまして、No. 4は、ソフトバンク社から、まず、総論につきましては、本案に賛同の御意見です。

次に、重点調査につきましては、2つの内容がございまして、一つは調査対象の選定に当たり、パブリックコメントを行ってはいかがという御意見、2つ目は、重点調査対象について、次回以降のフォローアップに関する御意見でございます。考え方(案)といたしまして、「重点調査の選定に関する御意見につきましては、今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたい。」、また、フォローアップに関する御意見につきましては、「なお、評価に関しては、

過去の評価において指摘した事項については、必要に応じてフォローアップすることとしております。」としてございます。

続きまして、6 ページ目の N o . 5 でございます。こちらは国立天文台電波天文周波数委員会から、昨年度いただいた御意見と同様でございますが、前段は電波天文業務のように、受信のみの業務が利用している帯域があることを考慮し、無線局数等の増減のみで有効利用の評価を行わないでほしいという御意見。また、後段には、次年度以降の周波数再編アクションプランの検討の際には、このような受動業務に有害な干渉が生じないよう配慮いただきたいという御意見です。考え方（案）といたしまして、冒頭では、電波法令上の調査、評価の対象は無線局であり、電波天文業務等の受信のみを目的とする受信設備は調査の対象外であることを記載しつつ、電波法第 5 6 条第 1 項に基づき、これら受信設備の運用が阻害されないよう保護の対象となっていること。また、「周波数再編アクションプランに関する御意見につきましては、総務省における今後の検討に当たって参考としていただきたい」と記載してございます。

最後、N o . 6、個人の方から、電気に全て頼ってしまうと災害時に稼働しなくなるため、アナログを全て残すべきという御意見でございます。こちらは電波や無線のアナログ方式、デジタル方式とは異なる御意見かと思ひまして、考え方（案）といたしましては、「本案は、各種無線システム・7 1 4 M H z 帯以下の周波数帯に係る電波の利用状況調査結果に基づき評価を行ったものであり、いただいた御意見につきましては、本意見募集の対象外です」としてございます。

以上より、いずれも提出意見を踏まえた評価結果（案）の修正は無しとしてございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○西村部会長 御説明どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関しまして、御質問、御意見等ございますでし

ようか。恐縮ですけれども、順番にお伺いしたいと思います。笹瀬部会長代理、よろしくお願いいたします。

○笹瀬部会長代理 どうもありがとうございます。原案のとおりでいいと思います。よろしくお願いいたします。

○西村部会長 ありがとうございます。それでは、池永特別委員、よろしくお願いいたします。

○池永特別委員 御説明ありがとうございます。この内容で問題ないと思います。また、実際に提出された意見から修正もないということで、それに関しましても問題ないと思います。

○西村部会長 ありがとうございます。石山特別委員、よろしくお願いいたします。

○石山特別委員 対応、みんな適切であると思います。特に修正の意見はございません。

○西村部会長 ありがとうございます。眞田特別委員、よろしくお願いいたします。

○眞田特別委員 御説明ありがとうございます。この案、御説明いただいたものに賛成します。特に意見、コメントはございません。

○西村部会長 ありがとうございます。中野特別委員、よろしくお願いいたします。

○中野特別委員 中野です。御説明どうもありがとうございます。この案で修正するところなどはございません。よろしくお願いいたします。

○西村部会長 それでは、若林特別委員、よろしくお願いいたします。

○若林特別委員 御説明ありがとうございました。私のほうからも修正等のお願いはございません。

一つ、素朴な質問があるのですが、今回の意見について、多くが、むしろ総務省に対する意見が多かったことからお尋ねしますが、こういう意見を総務省に対して表明する場というのは、別途どこかにあるのでしょうか。ない

からここに書いているのか、その辺を教えてくださいと思います。よろしくお願いいたします。

○西村部会長　ありがとうございます。特段先生方からの御意見、あるいは修文に関する要請というものはなかったと思います。事務局の方から最後、若林先生からの御質問に対する御回答はいただけますでしょうか。

○柏崎幹事　承知いたしました。御質問ありがとうございます。

こういった総務省の施策に対する御意見につきましては、例えば周波数再編アクションプラン、こちら、毎年の改定の際に意見募集を行ってございますので、その中で総務省の周波数施策に対する御意見の提出の場というのがございます。また、情報通信審議会などでも、各種新たな無線システムの技術基準の検討に当たって、情報通信審議会の報告書案、こういったものも意見募集が行われますので、そういった機会に御提案を御提出いただく機会がございます。

○若林特別委員　ありがとうございます。それでは、ほかのところでも言っているけれども、ここでも意見表明をされたという理解でよろしいのですね。

○柏崎幹事　そうですね。今回いただいた御意見につきましては、ほかの機会に提出されていたかまでは、確認は取れてございませんが、一般論としまして、アクションプランの案に対して出された意見が、こちらにも出てきているということは、よくあることでございます。

○若林特別委員　承知しました。ありがとうございます。

○西村部会長　若林先生、それから事務局ありがとうございました。今の意見等を受けまして、何か追加的な御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

この点につきましては、貴重な御議論を賜りまして、ありがとうございます。おおむね事務局（案）のとおりで御賛同いただいたところかと存じますが、もし追加で修正等の御意見がございましたら事務局までメールにてお送りいただ

ければと思います。

それでは、8月20日開催予定の電波監理審議会におきまして、当部会から本件の意見募集の結果について御説明いたしまして、御審議を賜りたいと考えております。電波監理審議会への報告に当たりましては、最終的には部会長の私に御一任いただきたいと思いますのですが、皆様方よろしゅうございますか。

(異議なし)

お認めいただいたと受け取りまして、進めていければと思っております。どうもありがとうございました。

(3)「令和6年度電波の利用状況調査(公共業務用無線局)に係る電波の有効利用の程度の評価結果(案)」に対する意見募集の結果

○西村部会長 続きまして、議事の3つ目、「令和6年度電波の利用状況調査(公共業務用無線局)に係る電波の有効利用の程度の評価結果(案)」に対する意見募集の結果」につきまして、事務局より、まずは御説明をお願いいたします。

○柏崎幹事 事務局でございます。それでは、資料48-3-1を基に御説明申し上げます。

公共業務用無線局に係る評価結果(案)に対し、提出された御意見は計4件、内訳といたしましては、法人・団体等から1件、個人から3件でございました。こちら表に基づきまして、提出された御意見、電波監理審議会の考え方(案)についてポイントを絞りながら御説明申し上げます。こちら左端のNo.の数字順に御説明いたします。

まず、No.1は個人の方から、路側通信の移行に関する御意見と、本案に賛同の御意見となっております。路側通信の移行につきましては、先ほどの各種無線システムへの御意見に対する考え方(案)と同様に、電波監理審議会の

考え方（案）といたしまして、「今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたい」としてございます。

N o . 2 も個人の方から2点、意見がございまして、路側通信の移行意向に関する御意見と、2ポツ目のところは、AMラジオからFMラジオへの転換に関する御意見でございます。こちらもN o . 1と同様の考え方（案）としてございます。

続きまして、2ページ目に移りまして、N o . 3でございます。ソフトバンク社から総論といたしまして、前段には本案に御賛同の御意見、また、後段には、デジタル化等の進捗に関して、停滞しているものについては対応期限を設定して評価していくのはいかがかという御意見でございます。考え方（案）では、まず、今回の調査分析の結果に基づきまして、「公共業務用無線局におけるデジタル化や他システムへの移行が停滞しているものについては、調査の結果よりコストや代替システムの仕様・性能が課題であるなど、免許人側で検討が必要であり、また、移行期限を設定したことにより、これらシステムが停波とした場合、公共の安全や秩序の維持及び非常時等における人命、または財産の保護への影響を及ぼす可能性があると考えられます。」としてございます。その次の後段につきましては、「期限の設定に関しては、その要否を含め、今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたい」としてございます。

続きまして、このページの一番下から次の3ページ目にかけてでございますが、N o . 4、こちらは個人の方から、電磁波過敏症などの御意見でございますが、考え方（案）といたしまして、「本案は、公共業務用無線局に係る電波利用状況調査結果に基づき評価を行ったものであり、いただいた御意見については、本意見募集の対象外」としてございます。

以上より、いずれも提出意見を踏まえた評価結果（案）の修正は無しとしてございます。どうぞ御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○西村部会長 御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。
恐縮ですけれども、順番にお伺いできればと思います。笹瀬部会長代理、お願いいたします。

○笹瀬部会長代理 特に問題はありませんので、よろしくお願いします。

○西村部会長 ありがとうございます。それでは、池永特別委員、お願いいたします。

○池永特別委員 御説明ありがとうございます。私からも特に意見等ございません。このままでよろしくお願いします。

○西村部会長 石山特別委員、お願いいたします。

○石山特別委員 私も特に修正意見はございません。よろしくお願いします。

○西村部会長 眞田特別委員、お願いいたします。

○眞田特別委員 私は特に修正意見はございません。よろしくお願いします。

○西村部会長 中野特別委員、お願いいたします。

○中野特別委員 中野です。御説明ありがとうございます。私も特に修正などの意見はございません。よろしくお願いします。

○西村部会長 若林特別委員、お願いいたします。

○若林特別委員 御説明ありがとうございました。私も内容これでよろしいか
と思います。どうぞよろしくお願いします。

○西村部会長 ありがとうございます。先生方にはこれまでに貴重な御意見
賜りまして、ありがとうございます。おおむね事務局案のとおりで御賛同いた
だいたところかと存じますが、もし追加で修正等の御意見等がございましたら
事務局までメールにてお送りいただければと思います。

それでは、この件につきましても、8月20日開催予定の電波監理審議会に

おきまして、当部会から本件の意見募集の結果について御説明いたしまして、御審議を賜りたいと思います。電波監理審議会への報告に当たりましては、最終的には部会長の私に御一任いただきたいと思いますが、この件についてもよろしゅうございますか。

(異議なし)

お認めいただいたということで進めさせていただければと思います。どうもありがとうございました。

閉 会

○西村部会長 それでは、本日の議事は以上となります。最後に事務局から事務連絡等がございますでしょうか。お願いいたします。

○柏崎幹事 事務局でございます。2点御連絡がございます。

その御連絡の前に、先ほど各種無線システムのほうで、若林先生からの御質問に御回答した補足といたしまして、今回、提出いただいております御意見につきましては、事務局からそれぞれの総務省の担当課のほうに情報の共有をさせていただきます。

それでは、2点御連絡いたします。

1点、本日御議論いただきました、各意見募集結果の取りまとめにつきましては、追加の修正の御意見など、御質問などございましたら、お盆の時期となり恐れ入りますが、来週、8月12日火曜日までに事務局までメールをいただけますようお願い申し上げます。

2点目といたしまして、今後のスケジュールにつきまして、参考資料の48-1を御覧いただきしたいと思います。今、投影してございます。本日御議論いただきました、各評価結果(案)の意見募集の結果につきましては、西村部会長

から20日の親会に御報告いただき、御審議いただいた後、評価結果が確定する予定となっております。確定いたしましたら、報道発表により、評価結果及び意見募集結果を公表するとともに、その後、総務大臣への報告を予定してございます。

また、次回の部会は、こちらのスケジュールにはございませんが、9月18日木曜日、13時からを予定してございます。また、別途御連絡差し上げます。

以上となります。

○西村部会長 連絡事項2点、それから若林先生の御質問に対する補足の御説明1点頂戴いたしました。どうもありがとうございます。

構成員の皆様におかれましては、各種無線システム714MHz以下の周波数、それから公共業務用無線局に係る評価に当たりまして、活発な御意見賜りまして、ありがとうございました。

次回部会につきましては、先ほど説明がございましたとおり、9月18日を予定しております。

それでは、本日の有効利用評価部会を閉会したいと思います。本日もありがとうございました。それでは、失礼いたします。